

## 会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告する。

令和元年5月31日

中央防災会議 会長 安倍 晋三

## 記

件名	年月日	事項
平成30年度「防災週間」及び「津波防災の日」について	H30.8.15	中央防災会議会長通知「平成30年度「防災週間」及び「津波防災の日」について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
降積雪期における防災態勢の強化等について	H30.11.27	中央防災会議会長通知「降積雪期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
融雪出水期における防災態勢の強化について	H31.3.1	中央防災会議会長通知「融雪出水期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	R元. 5. 28	中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
地域防災計画の修正について	H30.7.9	香川県、山形県、山口県、宮城県、和歌山県、富山県、岡山県
	H30.10.19	熊本県、佐賀県、青森県、福岡県、群馬県、鹿児島県、岩手県、大分県、山口県、愛知県、石川県、新潟県
	小計	19件
激甚災害の指定	H30. 7. 21	平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H30. 9. 26	平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H30. 9. 26	平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H30. 10. 24	平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H30. 11. 27	平成三十年八月二十日から九月五日までの間の暴風雨及び豪雨による新潟県岩船郡粟島浦村等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H30. 11. 27	平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H31. 1. 22	平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H31. 3. 8	平成三十年九月二十八日から十月一日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H31. 3. 8	平成三十年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H31. 3. 8	東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成三十年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	R元. 5. 10	平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
小計	11件	
火山災害警戒地域の指定について（答申）	R元. 5. 23	活動火山対策特別措置法第3条第2項に基づく火山災害警戒地域の指定に係る内閣総理大臣からの諮問に対する答申
	小計	1件
合計		35件